

12/4  
162

**事業主給付金も  
差し押さえ不可**

神戸地裁  
支部決定

新型コロナウイルス対策で個人事業主に支給された持続化給付金が差し押さえの対象になるかどうかが争われた民事裁判で、神戸地裁伊丹支部は3日までに、

事業の継続を支えるのが目的だとして、差し押さえを認めない決定をした。消費者金融に100万円を差し押さえられた兵庫県の女性が取り消しを求めていた。11月19日付。女性の代理人弁護士が明らかにし

九〇

コロナ対策で一律10万円が支給される特別定額給付金には差し押さえを禁じる法律があるが、持続化給付金はない。代理人の村岡友一弁護士は「同様の決定はほかに聞いたことがなく、画期的だ」と評価する。

決定などによると、女性は個人事業主。9月2日、国から口座に給付金100万円が振り込まれたが、地裁伊丹支部が前日に消費者

金額の申立てで口座の差し押さえ命令を出し、全額が差し押さえられた。同支部の谷口真紀裁判官は今回の決定で「持続化給付金は事業の継続を支え、再起の糧にする」のが目的で、個人事業者が確保できなければこの目的を実現することができない困難だ」と判断した。